

賛助会員規約

- 第1条 法人・個人または官庁・団体の如何を問わず、公益財団法人九州経済調査協会の事業に賛同し、所定の賛助会費を払い込むものを賛助会員とし、賛助会員を普通会員・維持会員・町村会員・個人会員の4種に分つ。
- 但し、町村会員は町村に限る。個人会員は、原則として大学等で地域経済の研究に従事し、非営利の目的で研究活動するものに限る。入会は理事長の承認を必要とする。
- 賛助会員は種別に応じて、研究成果の報告等の特典を受けることができる。加えて、維持会員は役員等に選任されることにより、協会事業に関して助言等ができる。
- 第2条 賛助会員は、普通会員1口月額10,000円、維持会員1口月額30,000円、町村会員・個人会員1口月額2,500円とし、1口以上を前払いするものとする。
- 第3条 賛助会員の入会金は、普通会員1口30,000円、維持会員1口80,000円とする。ただし、町村会員・個人会員の入会金は免除するものとする。
- 第4条 賛助会員は協会の事業に関して、必要な場合は協力し便宜を供与する。
- 第5条 協会の賛助会員として不適切な行為があった場合は、退会もしくは除名するものとする。
- 第6条 賛助会費は、その30%以上を公益目的事業会計のために使用する。
- 第7条 本規約の変更は理事会の議決によらなければならない。
- 附 則 本規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律50号。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。